

役員の報酬および費用弁償規程

社会福祉法人ふたあら福社会

社会福祉法人ふたあら福祉会 役員の報酬および費用弁償規程

(報酬)

- 第1条** 社会福祉法人ふたあら福祉会（以下「法人」という。）の役員に対し、法人の会議に出席した場合には、別表に定める額の報酬を支給する。
- 2 職員が法人の役員を兼ねるときは、その者に対して報酬を支給しない。
 - 3 理事長の報酬として、月に出勤簿で10日以上の出勤を確認した場合は、月額100,000円を支給する。但し、出勤が10日未満の場合は、日額1万円を支給する。
 - 4 役員に対して、各年度の総額が200万円を超えない範囲で、支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

(費用弁償)

- 第2条** 役員が法人の用務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。
- 2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表のとおりとする。
 - 3 前項に定めるもののほか、法人の役員に支給する旅費については、職員に支給する旅費の例による。

別 表（第1条関係）

種 類	報 酬 額	摘 要
法人の理事の報酬	日額 10,000円	
法人の監事の報酬	日額 10,000円	
法人の評議員の報酬	日額 10,000円	

苦情処理委員会の報酬	日額 3,000円	
評議員選任・解任委員会	日額 10,000円	

別 表（第2条関係）

区 分	日 当	宿 泊 料		摘 要
		県 外	県 内	
法人の役員	4,000円	14,000円	10,900円	

(施行期日)

附 則

- 1 この規程は、平成 4年 4月 1日から施行する。
- 1 この規程は、平成 6年 4月 1日から施行する。
- 1 この規程は、平成12年12月 1日から施行する。
- 1 この規程は、平成17年 2月 1日から施行する。
- 1 この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。
- 1 この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。
- 1 この規程は、平成28年 2月20日から施行する。
- 1 この規程は、平成29年 6月12日から施行する。
- 1 この規程は、平成29年10月13日から施行する。
- 1 この規程は、令和4年 4月 1日から施行する。